

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(5) 予算の仕組み（93件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
154 総合区を導入するより、予算を増やす施策を考えることが今の大阪には大事ではないか。	3	・大阪市では、総合区制度と特別区制度の制度設計を進めています。総合区の設置により住民自治の拡充が図られ、限られた財源をより地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現に活用できるようにすることを目指しています。 ・大阪の成長・発展を通じて歳入の拡大に向けた取組みも大変重要です。 ・政令指定都市である大阪市が存続する総合区制度のもとでは、市長が大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組めるようにするとともに、府市連携・一元化に向け、指定都市都道府県調整会議で協議・調整することとなります。
155 区予算82億円が総合区予算226億円になると示されているが、合区されるのだから、予算が増えるのは当然で、実質的な増加にならないのではないか。	8	・資料でお示ししている金額は、1区当たりの金額ではなく、市内全区の合計額です。 ・現在の行政区24区合計の区予算82億円が、総合区8区合計の総合区予算226億円に増え、総合区長が直接的な裁量権を持つ予算が充実するイメージをお示ししています。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区CM予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで、総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。 ・なお、区に関わる部分だけをお示したものであり、大阪市全体の予算が増えるということではありません。
156 現在の24区の予算を合算すると241億円となるが、総合区設置後の予算を合算すると284億円。現在の24区の予算と比較すると約43億円増えているがなぜか。	5	・ご質問の金額（241億円）は、現行の区長が直接的な裁量権を持つ「区予算」（82億円）と、指示・命令はできるものの事業は局で実施する「区CM予算」（159億円）の合計です。 ・総合区設置後の予算（284億円）は、総合区長が直接的な裁量権を持つ「総合区予算」（226億円）と執行段階で裁量を発揮する「総合区執行予算」（58億円）の合計です。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区CM予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで、総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。
157 総合区で扱う事業と財源がともに増えるわけだが、その中で実質的な裁量が広がるのか。	1	・局と総合区の事務分担に応じて、局から事務の権限と予算が総合区に移管されます。 ・予算の算定にあたっては、施策分野の枠を超えた事業の連携実施を念頭においた検討がしやすくなるほか、配分された予算に基づいて、事務の効率化や重点化を図っていくことなどがこれまで以上に可能になるといった、財政面でのメリットがあると考えています。
158 合区により総合区を設置することで財政効果があるのか。区予算に比べて総合区予算が増えるというのは、財政効果によって生み出した財源なのか。	3	・資料では、区長・総合区長が直接的な裁量権を持つ予算（区予算82億円→総合区予算226億円）の充実イメージをお示ししています。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区CM予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。
159 予算での説明となっているが、決算の数値での検証は必要ないのか。	1	・総合区になった場合に、現行の区長と比較して総合区長がどれだけ財務マネジメントできるのかをイメージしていただけるよう、予算でお示しております。
160 各総合区の予算・収入はどのようになるのか。	5	・総合区長は市長の予算編成権のもと、予算意見具申権の行使などを通じて総合区予算の配分を受け、地域の実情に応じた行政サービスの実現を図ることとなります。 ・市税や地方交付税などは大阪市全体の歳入となり各局や各総合区に予算配分されます。 ・各総合区への予算配分の具体的な方法などは、総合区の設置までに引き続き検討していきます。
161 区の独自予算が必要ではないのか。	1	・総合区予算は、総合区長が行う事務について各総合区独自の取り組みを含め、総合区長自らが使い道を決めることができる予算です。 ・総合区長の権限のもと、施策分野の枠を超えた予算の策定や選択と集中による事業の再構築、インセンティブ制度を活用した歳入確保を一層進めることにより、地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスの実現が可能になるものと考えています。

(5) 予算の仕組み（93件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
162 総合区予算については、総合区長が、「これまで以上に施策分野の枠を超えてマネジメントが可能」とあるが、ある程度分野枠も必要なのではないかと思う。	3	・事務分担に応じて、総合区長が直接的な裁量権を持つ予算が充実し、総合区長の権限のもと、施策分野の枠を超えた事業が展開されることにより、地域の充実や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現するイメージを資料にお示しております。 ・一方、大阪市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務については、局予算として引き続き分野ごとに予算が確保されることとなります。
163 総合区間の予算配分の調整は、どのように検討されているのか。各総合区で地域ごとで行政ニーズが異なるため、予算配分に格差が出てくるのではないか。	13	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・各総合区への予算配分の具体的な方法などは、総合区の設置までに引き続き検討していきます。
164 総合区に予算が分散してしまうと逆にできることが少なくなる。	2	・局と総合区の事務分担に応じて、局から事務の権限と予算が総合区に移管されます。 ・このため総合区に移管された事務については、予算の算定にあたって、施策分野の枠を超えた事業の連携実施を念頭においた検討がしやすくなるほか、配分された予算に基づいて、事務の効率化や重点化を図っていくことなどがこれまで以上に可能になるといった、財政面でのメリットがあると考えています。
165 「インセンティブ制度」により得た土地売却などの収入は、歳入が乏しい総合区に充当すべきではないか。	1	・「インセンティブ制度」は、総合区の管理資産を貸し出すなどの有効活用や寄付金などによって新たに歳入を確保した場合に、その歳入の全部または一部を総合区の財源として活用できるようにする制度です。総合区長が積極的に歳入確保に取り組む動機付けとなり、予算の充実が期待されます。 ・なお、市税や地方交付税などは大阪市全体の歳入となり各局や各総合区に予算配分されます。
166 地域自治区の予算のイメージがわかりにくい。	1	・地域自治区事務所において行う窓口事務など、地域自治区内での行政サービスに必要な経費は、総合区予算に含めて計上されます。
167 総合区になっても予算編成は市長の権限。総合区長には予算上どこまでの権限があるのか。	9	・「総合区予算」の案を総合区長自らが策定するのに加えて、執行段階で議決予算の範囲内において裁量を発揮できる「総合区執行予算」を設けるとともに、予算編成に先立つ方針決定プロセスに総合区長が参画できるようにするなど、総合区長の権限拡大を図ってまいります。
168 総合区長の要望に対して、市長はどのように予算編成を行うのか。	2	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・こうしたことで、大阪市全体の施策の一体性を確保・継続しつつ、住民ニーズを市政・区政に反映していくことをめざしています。
169 保育所について、大阪市全体の保育所予算が限られるのなら、それぞれの総合区長から整備の申し出があった場合、どのように調整して決定するのか。また、その運営を予算編成権のない総合区においてできるのか。	2	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・保育所の整備など、総合区長から地域の実情に応じた申し出があった場合は、市長及び各事業の所管局が大阪市全体としての施策の一体性を確保・継続させる観点も踏まえて、総合的に判断することになります。 ・また、保育所の運営に関するものなど、一元的な制度管理や国庫補助申請等が必要なものに対する予算案の策定は局が行うこととしています。こうした予算は、局で予算を確保後、各総合区の事務に必要な予算として配分され、総合区において執行していくこととなります。
170 総合区予算等の総合区に関すること、市会がどう関与するのか。	4	・総合区制度の場合、従来どおり市長が大阪市全体の予算案としてとりまとめ、市会が審議・議決を行います。 ・決算についても、従来どおり市長が監査委員の意見を付けて、市会の認定を受けることとなります。
171 総合区予算について、そのプロセスや決算も含めて、住民に対する見える化を進めるべきだ。	3	・大阪市ではこれまでも市政情報の公表（オープン市役所）など市政の透明化に取り組んでおり、総合区を設置した後も引き続き取り組んでまいります。 ・予算の「見える化」は、地域住民の市政・区政への理解と関心がより高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現をめざすために行うためのものです。 ・予算編成プロセスや決算も含めて、住民の皆さんにわかりやすい情報提供に努めてまいります。

(5) 予算の仕組み (93件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
172 総合区を設置した場合、市税は変わるのか。	12	・総合区を設置することに伴って、市税の内容が変更されることはありません。
173 総合区の設置コストを反映すると、赤字になるのではないか。	4	・総合区にかかる財政シミュレーションについては、平成30年1月16日の第6回大都市制度（特別区設置）協議会においてお示ししており、大阪市のホームページにおいても資料として公表しております。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html
174 現行の行政区体制の場合の財政シミュレーションも示すべきではないか。	3	・現在の大阪市の財政推計については、「今後の財政収支概算（粗い試算）〔2017(平成29)年2月版〕」として、大阪市のホームページに掲載されています。 http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000388991.html
175 特別区設置と総合区設置の場合の財政シミュレーションを示してほしい。	1	・特別区と総合区にかかる財政シミュレーションについては、大阪市のホームページにおいて公表しております。 ＜特別区＞ 平成29年11月9日開催 第4回大都市制度（特別区設置）協議会 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000416211.html ＜総合区＞ 平成30年1月16日開催 第6回大都市制度（特別区設置）協議会 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html
176 財政に関する数字根拠はホームページで公開してほしい。参考として、行政区別（総合区別）などの財政順位も示してほしい。	2	・総合区予算・総合区執行予算の内訳は、事務分担に応じて、平成28年度当初予算の金額を例に試算したものであり、今後の検討により変動するものです。 ・なお、平成28年度当初予算については、大阪市のホームページで公表しております。 http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000341145.html ・区域別の財政的な順位を示すべきとの点につきましては、市内全体の税金などを市内全体で適切に活用することを基本としており、行政区ごとの順位付けという考え方にはなじまないと考えます。（総合区の場合も同様です。）
177 総合区と特別区が設置された場合の予算についての比較資料を示してほしい。 （財源配分や予算編成のプロセスの違いなど）	4	・総合区制度の場合、政令指定都市である大阪市が存続することから、予算編成権は引き続き市長が持つこととなります。予算案は市長が提案し、市会で審議されます。 ・特別区制度の場合、特別区はそれぞれ個別の自治体となることから、各特別区長が予算編成権を持つこととなります。特別区長が予算案を提案し、区議会で審議されます。また、固定資産税や法人市民税などを大阪府が徴収することとなり、それらの財源を特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた配分割合によって特別区と大阪府に配分することとなります。 ・各特別区への配分は、地方交付税の算定に準じた方法により、それぞれの自主財源や財政需要に応じて特別区財政調整交付金が交付することで行われます。詳しくは、平成29年9月29日開催の第3回大都市制度（特別区設置）協議会の資料「特別区素案」をご覧ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000412564.html
合計	93	